

大船渡市議会議場システム更新委託業務企画提案仕様書

1 業務名

大船渡市議会議場システム更新業務

2 業務の目的

本業務は、大船渡市議会における本会議運営を円滑に行うため、老朽化した音響・映像設備を始めとする議場システムの機器を更新し、議会運営の効率性や確実性を確保することを目的とする。

3 業務の内容

- (1) 本市議場の議場システム設備を更新し、不要となる既存の設備を撤去する。
- (2) 導入する機器・機材・システム構築については、本仕様書に基づき、本市議場に最も適したシステムを構築する。

4 契約期間

契約締結日から令和 12 年 1 月 31 日まで

ただし、機器設置期間は令和 6 年 12 月 18 日から令和 7 年 1 月 24 日まで、賃貸借期間は令和 7 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日までの 60 か月とする。

5 基本要件

- (1) 本市議場のマイク、カメラ、モニター、録音・録画機器等の更新を行うこと。
- (2) 新たなシステムの導入において不要となる既存機器等の撤去を適正に行うこと。
- (3) 機器等は、省電力、省スペース及び容易にメンテナンス可能であること。
- (4) システム操作について、専門的知識がない職員であっても、簡単に操作ができる機器及びシステム構成であること。
- (5) 賃貸借期間中の機器保守業務も本業務に含むものとし、良好な機能を維持・提供すること。
- (6) 業務履行期間が終了し、設置した議場システムの撤去が必要となった場合においては、本業務で設置した機器等の撤去を行うこと。

6 機器仕様

以下の要件を満たすシステムであること。

- (1) システム全般
 - ① 本市議場における議場システム（議事運営及び議会中継を実施するための設備、傍聴用設備、庁内映像配信設備、議員控室設備等）の構築を行い、必要な機器の調達及び整備、ソフトウェアの設計を行うこと。
 - ② 導入する機器は全て新品とする。（ただし、配管・配線については、施工段階での協議により支障がない範囲で本市が既設流用を認める場合がある。）また、メーカーサポート期間内は国内に在庫が確保されており、日常的なメンテナンスが容易、かつ、故障対応などが迅速に実施できる製品であること。

- ③ 議場システムの運用（マイク・カメラ等操作システムの操作、傍聴用設備、議員控室設備、庁舎映像配信設備の起動等）は、職員が従事することを要件とし、専門知識がない者であってもタッチパネルで簡単に操作ができ、1名体制で運用可能な機器及びシステムであること。
- ④ マイク・カメラ等操作システムの操作に使用する機器は本会議場奥部及び議場内に設置し、職員が本会議場奥部及び議場内において操作することを要件とする。なお、ブザー機能の操作は議場内にも操作機器を設置し、事務局席でも行えること。

(2) 音響設備

〈マイク機器〉

- ① 議場内の各席にマイクシステムを設置すること。なお、マイク機器の形状は卓上型を基本とするが、省スペースに配慮すること。また、全て同一の製品または統一感のある製品であること。
- ② マイクの数量は次のとおりとする。

議長席 1 か所、議員席 20 か所、演壇席 1 か所、質問席 1 か所、議会事務局長席 1 か所、執行部席 28 か所が正確に集音できる本数を用意すること。
- ③ 起立して発言すること（議長席を除く）を前提として、適切かつ妥当なマイクの長さを選定すること。また、マイク部分は集音性を考慮して、フレキシブルに角度を変えることができること。
- ④ カメラの操作と連動し、発言者のマイクのオン・オフができること。ただし、議長席のマイクを優先とするなど、特定のマイクが常にオンの状態、あるいは議長自らがオンの状態にできること。
- ⑤ 複数（4台以上）のマイク機器を同時にオンの状態にできること。
- ⑥ 開会中であっても、マイクの個別音量や全体音量の調整をタッチパネルで容易に行うことができること。
- ⑦ マイク機器は、個別音量調整が可能であること。
- ⑧ 雑音軽減のため風防を有すること。

〈スピーカー〉

- ① ハウリングの発生を抑制し、発言を明瞭に聞き取ることができるよう、対策を講じること。
- ② 議場全体のスピーカーは、議場内全体で出席者や傍聴者が発言を明瞭に聞き取ることができるよう、適切な位置に適切な数量を配置すること。

(3) 映像設備

〈議場内カメラ〉

- ① カメラはフルHDカメラを2台以上設置すること。なお、設置場所については本市議場の形状等を考慮して議長席、議員席、演壇、執行部席及び採決時の全景が撮影可能であること。
- ② カメラは事前に撮影する対象者ごとに最適なレンズの角度、方向、ズーム等を設定（プリセット）することができること。
- ③ プリセットは議場内の全席のほか、議場全景など使用頻度の高い設定を登録でき、ワンタッチで呼び出せること。

- ④ タッチパネル上でカメラの操作（パン、チルト、ズーム等）及びプリセットの呼び出し、議会中継で放送するカメラ映像の切り替えの操作が行えること。また、発言者が発言中でも操作できること。

〈議場内モニター等〉

- ① 議場内に設置するモニターの数量は、次のとおりとする。
 - ・ 議場内モニター 2台以上（60型以上）
 - ・ 小型モニター 2台以上（10型程度）
- ② 議場内モニターは、議員席、執行部席の広い角度から見やすい位置の壁面に2か所以上設置すること。
- ③ 議場内モニターには、議会中継映像、発言残時間、出席議員数、電子採決結果、その他議事運営に関する情報を表示できること。
- ④ 小型モニターは、議長席、事務局席に各1台設置し、議場内モニターと同じ内容が表示できること。また、議場内モニターと連動しない（同一でない映像を表示する）設定も選択でき、各席において小型モニターに表示させたい映像を選択できること。

(4) 運用（操作）システム

〈システムの特徴〉

- ① 運用（操作）システムは、議会運営や議会中継に必要な多彩な機能を有し、一元管理できるシステムであると同時に、専門知識のない職員であっても簡単に操作ができ、1名体制で運用可能なシステムであること。
- ② 操作画面はシンプルであり、専門知識のない職員でも扱いやすく、操作性に優れたシステムであること。また、誤操作が生じにくい工夫が施されていること。

〈タッチパネル〉

- ① 議会運営に必要な機能の操作を主にタッチパネルで操作できること。また、不具合に備えて同様の操作をキーボードやマウスでも行えること。
- ② マイク、カメラが連動し、ワンタッチで同時に切り替えができること。また、マイク、カメラそれぞれの機能を独立して作動させることも可能であること。
- ③ 全てのカメラ映像と議会中継で配信中の映像が、タッチパネル上で同時に常時確認できること。

〈座席レイアウト〉

- ① タッチパネルの画面表示は、実際の議場の座席レイアウトに沿い、視覚的に見やすく操作しやすい画面表示であること。
- ② 座席レイアウトは、10パターン以上の設定ができ、会議の休憩中にも簡単に切り替えができること。
- ③ 座席レイアウトの変更や役職・氏名の変更等は、職員がいつでも容易に行えること。

〈操作ログ〉

- ① 本会議の終了後に議事の経過状況を把握し、また、会議録の作成を補助するために、タッチパネルで操作した時刻や議事日程、発言者の氏名、発言場所等、議事の進行が操作ログとして保存できること。また、Microsoft Office で編集可能なデータとして取得できること。

② マイク点検機能を有すること。

〈ブザー等の操作〉

① ブザー音を議場内のスピーカーから鳴らし、会議の開始を知らせることができること。

② ブザー音の操作は手動でできること。

(5) 庁内音声映像配信設備

庁内の放送設備、モニター設備（本庁舎1階ロビー、議員控室、議会事務局のモニター設備）にて議会中継映像等を視聴できるよう、既存の配信設備に接続すること。

(6) その他の設備、機能等

〈録音機能〉

① 録音については、デジタルデータとして発言等を録音できるための機器（USBメモリ、ICレコーダー、SDカード等にデータを移行または直接保存できるもの）を設置すること。

② 録音は、マイクシステムによる音声を録音できること。

③ 録音の開始、一時停止、再開及び停止等を職員がタッチパネルで容易に操作でき、タッチパネル上で「録音中」などの状態が視認できること。また、録音の自動開始など、操作ミスを防止する機能を有すること。

〈録画機能〉

① 業務用のハードディスク&ブルーレイレコーダーを1台設置し、運用（操作）システムのソフトウェアによる制御ができること。

② 録画映像を確認、操作できるモニターを設置すること。

〈電源〉

① 主電源ユニット等を設置し、運用（操作）システム及び音響映像設備の電源管理を一括でできるようにすること。

② 瞬停対策として無停電電源装置を設置すること。

〈電子採決機能〉

① 議長席及び議員席には、電子採決システム機器（マイク機器に付帯するものを基本とする）を設置すること。

② 電子採決システム機器は、3択以上のボタンを有していること。

③ 電子採決システム機器は、運用（操作）システムと連動し、採決結果を議場内モニター及び議会中継映像に表示できること。

④ 座席レイアウトに準じたレイアウトで投票結果を表示できること。

⑤ 各議員の投票結果（賛否等の投票内容）と全体の投票結果を表示できること。

〈オンライン本会議機能〉

① 議場に出席できない議員を議場内モニター及び議会中継映像に表示できること。

② 議場に出席できない議員の音声を議場内の出席者や傍聴者及び議場中継視聴者が明瞭に聞き取ることができるようにすること。

③ 会議参加者同士が、映像・音声を利用したコミュニケーションを行う機能を有すること。

7 システムの保守・操作研修等

(1) システムの保守

- ① 機器の故障やシステム障害によるトラブルを未然に防ぐ対策が講じられていること。
- ② システムに関する問い合わせ等に対し、迅速かつ適切に対応ができるサポート窓口を設けていること。
- ③ 障害発生時、速やかに復旧する対応策が提案されていること。
- ④ 設備メンテナンスなどを行う場合にはあらかじめ本市に連絡の上行なうこと。

(2) 操作研修及び運用

- ① 機器設置完了後、操作マニュアルを作成し提出すること。
- ② 運用開始前に職員に対し、操作説明及びリハーサルを行うこと。
- ③ システム導入後の初回の会議にシステム操作に精通した者が立ち会うこととし、システムに不備が認められた場合は、正常動作を確認した後の引き渡しとすること。

8 設置工事関係

- (1) システム構成上必要な電気工事に関すること（配線ルート、敷設方法など）は、本市と協議のうえ実施すること。
- (2) 電源の配線やLAN配線等については、極力目立たないように考慮すること。
- (3) 機器接続等に要するケーブル、コネクタ、ほか資材等及び配線作業の費用もすべて含むこと。
- (4) 既存の機器については、本市と協議のうえ撤去・廃棄し、その費用もすべて含むこと。

9 仕様書の疑義等

本仕様書の内容について、不明確な点や不足している事項等の疑義が生じた場合には、本市と協議のうえ明確化するものとし、提案事業者の一方的な解釈によってはならない。